

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名: )	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (全て ) 施工時期及び施工時間 (8:30~17:00 ) 施工方法 ( )
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) 協議完了見込み時期 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事	<input checked="" type="checkbox"/> 占用物件名 ( <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> その他 (農水管 ) ) <input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日 (工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日 (三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日により工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任 (監理) 技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (農水管移設工について)	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (農水管移設工の施工日程は発注者及び農水管理者と協議のうえ、非出水期の施工とすること。)	
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 ( <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( )
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
	<input type="checkbox"/> 漁業関係による調整	<input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間 (契約時から完成時まで) においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定建設作業実施にかかる届出について)	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (受注者は必用に応じて、騒音規制法、振動規制法、三重県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業実施の届出を行うこと。)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり  <input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限  <input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり  <input checked="" type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）  <input checked="" type="checkbox"/> 事故連報の提出  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 ） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 指定路線 <input checked="" type="checkbox"/> 指定路線以外 <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 <input checked="" type="checkbox"/> 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 10.8 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 配置人員数（ 人 ）（うち交通誘導警備員A（ 人 ）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置時間（8:30～17:00 ） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置期間（工種全般） <input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導警備員配置の対象工種（工種全般）  <input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・近接施設（ <input type="checkbox"/> 擁壁（ ） <input type="checkbox"/> ブロック塀 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他（ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）  <input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 保安要員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）  <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたいうで、工事を実施すること。  <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。  <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）  <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 転用あり ( 回 ) <input type="checkbox"/> 兼用あり ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input checked="" type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 22.9 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工方法 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件 ( <input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L= km) <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input checked="" type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。( <input checked="" type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= 4 km、 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 ( <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 ( <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 最終処分場 ( ) <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 ( ) に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（架空線・地下埋設物等）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（以下の架空線、地下埋設物等について、事前に各管理者の立会確認をおこなうこと。なお、これら以外の埋設物等が予想される場合は監督員と協議を行うこと。） <input checked="" type="checkbox"/> 架空線（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 通信 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途協議 ）） <input checked="" type="checkbox"/> 埋設物（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 通信 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途協議 ））
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュチャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和 年 月 日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の写真完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 情報共有（ <input type="checkbox"/> 電子メール①を適用 <input type="checkbox"/> ASP②を適用 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール又は受注者希望によりASP①または②を適用） ①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> ダンプロック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （港湾）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （農業農村整備工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （農業農村整備工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （森林整備保全工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （森林整備保全工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料（ ） ・工事実施計画書（ ） <input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料（ ） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・ICT建設機械の施工 <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGバックホウ <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（土工 1,000m3未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（作業土工（床掘工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
下請関係 下請企業 次数制限	<input type="checkbox"/> 下請企業の次数制限	<input type="checkbox"/> 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 <input type="checkbox"/> 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	<input type="checkbox"/> 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	<input type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
県産木材の 利用推進	<input type="checkbox"/> 県産木材の利用を指定する工種あり	<input type="checkbox"/> 次の工種においては、県産木材を利用する。ただし、県産木材が利用できない場合は、監督員と別途協議すること。 （工種： <input type="checkbox"/> 工事案内看板（標示板） <input type="checkbox"/> 仮設防護柵工 <input type="checkbox"/> 公園施設工（ ） <input type="checkbox"/> 植栽支柱工 <input type="checkbox"/> 木製ガードレール <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 土留工 <input type="checkbox"/> 階段工 <input type="checkbox"/> 残存型枠工 <input type="checkbox"/> 木製デリネーター <input type="checkbox"/> 木柵・丸太柵工 <input type="checkbox"/> 木筋・丸太筋工 <input type="checkbox"/> 転落防止工 <input type="checkbox"/> 水制工 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> マルチング <input type="checkbox"/> 伏工（丸太伏工） <input type="checkbox"/> 護岸工 <input type="checkbox"/> 木橋、木道 <input type="checkbox"/> 木製案内誘導看板等 <input type="checkbox"/> 立入防止柵（仮設工） <input type="checkbox"/> 根固工（木工沈床工） <input type="checkbox"/> 丸太杭工 <input type="checkbox"/> 治山ダム工 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 木製型枠（ <input type="checkbox"/> 場所打擁壁工 <input type="checkbox"/> コンクリート堰堤工 <input type="checkbox"/> 橋台工 <input type="checkbox"/> 橋脚工 <input type="checkbox"/> 張りコンクリート工 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 上記で指定した工種においては、県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）を監督員に提出しなければならない。 なお、工事案内看板（標示板）、バリケード及び木製型枠については、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。 <input type="checkbox"/> 木製型枠については、設計図書に明示した箇所について県産材型枠用合板を使用するものとし、特有の表面塗装（色）がされている等、見分けが容易なものとすること。また、実施に当たっては以下によるものとする。 ・ 受注者は施工計画書に県産材型枠用合板の使用箇所、数量について記載すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板が使用できない場合は、監督員と別途協議すること。 ・ 受注者は、県産材型枠用合板の設置完了時の写真を監督員に提出し、確認を受けること。 ・ 受注者は、使用した県産材型枠用合板の使用箇所、数量について報告すること。 ・ 受注者より報告された数量に基づき、設計変更の対象とし、従来品との差額を計上する。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示あり。 <input type="checkbox"/> 加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。 <input type="checkbox"/> 木製ガードレールについては、平成10年11月5日付建設省道環発第29号「防護柵設置基準の改定について」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。
不当介入を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
不当要求等を 受けた場合の 措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当要求等を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 木曾岬町は「木曾岬町不当要求行為等防止対策要綱」及び「木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合にあっては、受注者から発注者に対しその事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注者に躊躇なく相談すること。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	<input type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input type="checkbox"/> 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 (建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書)	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

# 追加特記仕様書

## 1 工事に関すること

- ①設計図書にて施工に支障が生じる場合は、現地測量等により精査したうえで、図面及び数量を添付した工事打合せ簿を発注者へ提出し、協議を行うこと。なお、これを行わずに発生した損害については受注者の責にて対応を指示する場合がある。
- ②工事打合せ簿を提出する際には、文面だけではなく、図面への位置だし・現地の状況が分かる写真・資料等を添付し、出来る限り分かりやすく作成すること。特に、変更契約の対象となるような場合の工事打合せ簿は、変更理由を明確にし、その時点で判断できる概算数量・図面（場合によっては見積金額）を提示すること。また、工法等を変更する場合の提案については、参考にした基準書等の写しを添付すること。
- ③関係者との調整、苦情については責任を持って率先して対応すること。また、工事にあたっては、地元との協議、調整を想定しているが、その他の関係者と調整が必要となる場合についても自主的に調整を行うこと。
- ④契約後ただちに最新の基準に基づき設計図書を精査すること。施工に支障が生じる場合は、現地を再測量し精査のうえ、図面及び数量（新土木工事積算体系に基づく）を添付した工事打合せ簿を監督員に提出して協議すること。
- ⑤施工中の安全対策はもちろんのこと、夜間や休日の安全対策を十分に行い、一般通行への影響を抑えるよう努めること。
- ⑥本工事区域には、周辺に埋設物や架空線が存在しているため、三重県公共工事共通仕様書に基づき、受注者において確認、協議等を行うこと。
- ⑦周辺の施工資機材の運搬経路の保全及び美化に努めること。これに係る費用は受注者の負担とする。
- ⑧進入路や施工範囲付近等の既設構造物に汚損が生じないよう注意を払うこととし、注意を怠り、汚損した場合は、速やかに受注者の責により原型復旧すること。
- ⑨準備工等で除草を行う場合は、刈草を放置せず、その日のうちに場外に搬出すること。また、掘削の際は、掘削土や草などが流出しないように注意すること。

## 建設リサイクル法に関する条件明示等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

## 積算条件

工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物取壊し) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## ① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

## ② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明 (建設リサイクル法 1 2 条関係)

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当課長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

## 工期算定書

工期の算定には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	:	40	日
後片付け期間	:	20	日
雨休率 <sup>※</sup>	:	0.92	
その他作業不能日	:	0	日

※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数

(雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働可能日数)

休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

天候等による作業不能日は、以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数

# 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

## 1 契約の解除

木曾岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

## 2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工期、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

## 3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

### (1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

### (2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

### (3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

### (4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。